2026年11月2日
大王製紙株式会社
いわき大王製紙株式会社

いわき大王製紙5号ボイラーにおける排ガス中のダイオキシン類濃度の排出基準超過について

いわき大王製紙株式会社（福島県いわき市）の5号ボイラーにおいて、排ガス中のダイオキシン類濃度が法令に定める排出基準を超過していたことが判明しました。当該ボイラーについては、排出基準超過が判明した後、直ちに運転を停止するとともに、設備の点検および必要な対策を実施し、その内容をいわき市へ報告しました。

地域の皆さまをはじめ、関係者の皆さまにご心配とご迷惑をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1．経緯

2026年9月18日、いわき市環境監視センターによる5号ボイラーの排ガス測定が実施され、当社においても同日、分析業者による測定を実施しました。ダイオキシン類の分析には通常約1か月を要するため、10月26日に測定結果が判明し、いわき市による測定では1.7ng-TEQ/m³N、当社による測定では1.5ng-TEQ/m³Nと、いずれも法令に定める排出基準0.1ng-TEQ/m³Nを超過していることが確認されました。この結果を受け、同日、5号ボイラーの運転を停止しました。

2．周辺環境および健康への影響

本件による周辺環境および健康への影響については、関係機関とも連携し、確認を進めております。確認結果については、判明次第、速やかにお知らせいたします。

3．設備の点検および対応

排出基準値超過の判明後、5 号ボイラーの運転状況および排ガス処理設備等の点検を実施した結果、燃焼温度や排ガスの冷却温度などの維持管理基準は遵守していたものの、排ガス処理設備である※バグフィルターのろ布の一部に損傷（穴あき）が確認されたことから、当該ろ布を含め、劣化が認められたろ布を交換しました。

※排ガス中のばいじん等をろ布（フィルター）で捕集する設備

4．今後の対応

当社およびいわき大王製紙株式会社は、本件を重く受け止め、設備の点検・管理体制を見直すとともに、ろ布等、消耗部材の管理方法の改善や見直しなど、予防保全の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

また、5号ボイラーについては、排ガス中のダイオキシン類濃度の再測定を実施し、分析結果の確定後、排出基準への適合を確認したうえで運転を再開してまいります。

なお、5号ボイラーの停止による製品供給への影響はありません。

以上